

横浜南陵高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり「不祥事ゼロプログラム」を策定する。

1 実施責任者

横浜南陵高等学校「不祥事ゼロプログラム」の実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長及び総括教諭がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

「神奈川県職員行動指針」及び「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」の遵守により、公務員・教職員としての自覚と倫理意識を醸成する。不祥事防止会議や不祥事防止研修会を通じて意識を高め、全職員が課題解決のために当事者意識を持って不祥事の絶無と未然防止を図る。

(1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針等の周知・徹底を含む）

ア 目標 教職員としての自覚をもち、公務外における行動についても信頼を損なわないよう、公務外非行を未然に防止する。

イ 行動計画

- 「神奈川県職員行動指針」、「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」を常に念頭に置いて行動する。
- 不祥事防止研修において公務外非行等の具体的事例をもとに、職員の意識の啓発を図る。
- 職員啓発資料等を活用する不祥事防止研修会を実施し、法令順守意識の向上を図る。

(2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

ア 目標 他者の人権を尊重し、ハラスメントを防止するとともに、教職員が相談できずに一人で悩みを抱え込まない良好な職場環境の維持・確保に努める。

イ 行動計画

- 「セクハラ等防止」に関するチェックテストを行い、ハラスメント防止の徹底を図る。
- 職員啓発資料等を活用する不祥事防止研修会を実施し、当事者意識の醸成を図る。

(3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標 生徒の人権を尊重し、わいせつ・セクハラ行為の絶無、未然防止を徹底する。

イ 行動計画

- 外部講師による研修会や、職員啓発資料等を活用する不祥事防止研修会を実施し、当事者意識の醸成を図る。
- 生徒との相談・指導は1対1でなく、複数で対応する。
- 職員相互のコミュニケーションを大切にし、同僚性を高め、お互いに相談や課題を指摘することができる風通しのよい職場環境づくりに努める。

(4) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標 生徒の人権を尊重した指導を行い、不適切な指導や体罰の絶無、未然防止を徹底する。

イ 行動計画

- 職員啓発資料等を活用する不祥事防止研修会を実施し、未然防止に取り組む。
- 生徒理解に基づく指導の徹底を図る。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標 業務マニュアルを厳守し、入学者選抜、成績処理及び進路関係書類に係る事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- 入選マニュアルを全職員が熟読し、願書・調査書・答案その他すべての資料の適正な取り扱いを徹底する。
- 職員啓発資料等を活用する不祥事防止研修会を実施し、職員の共通理解を図り、適正な取扱いを徹底する。
- 定期試験問題作成から実施、成績処理及び答案等の保管について、定期試験ごとに適切な取扱いを徹底する。

(6) 個人情報の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

ア 目標 県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正管理と流出を未然に防止する。

イ 行動計画

- 職員啓発資料等を活用する不祥事防止研修会を実施し、職員の共通理解を図り、適正な取扱いを徹底する。

- 取扱いに係る手続きを遵守し、相互による確認を徹底するとともにペーパーレス化により文書紛失等を防ぐ。
- 外部業者によるテスト等の個人情報、複数での確認による管理体制を徹底する。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標 交通法規を遵守し、安全意識を高め、交通事故を防止するとともに、酒酔い・酒気帯び運転の絶無、未然防止を徹底する。

イ 行動計画

- 職員啓発資料等を活用する不祥事防止研修会を実施し、「飲酒運転の根絶」についてチェックテストを行い、飲酒運転防止を徹底する。
- 打合せ等を利用し、日ごろから交通法規の遵守を呼びかける。

(8) 業務執行体制の整備（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア 目標 県教育委員会～事故・不祥事防止3か条～（こころがまえ編）を徹底し、不祥事の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- 「ほう・れん・そう」の徹底を心がけ、複数の職員による点検を確実に行う。
- 職員啓発資料等を活用する不祥事防止研修会を実施し、物品管理については、日常的な管理体制を徹底するとともに、気にかかることが起こった場合はすぐに対処する。

(9) 財務事務等の適正執行

ア 目標 県の会計基準に沿って、公費・私費・部活動費等の適正かつ公正な管理及び執行を行う。

イ 行動計画

- 職員啓発資料等を活用する不祥事防止研修会を実施し、会計事務担当者に私費会計基準を周知徹底する。
- 私費会計に関する中間監査の結果をもとに、教職員全員を対象にした不祥事防止研修を実施する。

3 検証

(1) 第1回検証

上記2に規定する行動計画について、令和4年11月までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、12月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(2) 第2回検証

上記2に規定する行動計画について、令和5年2月初旬までに実施状況を検証し、未実施があった場合は、2月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(3) 第3回検証（最終）

上記2に規定する行動計画について、令和5年3月初旬に実施状況を検証するとともに、目標達成についての自己評価を行い、次年度に向けた不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

上記3（3）の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめたうえ、ホームページで公表する。

5 事務局 プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。